

# 社会福祉法人真和会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき10,000円とする。

3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき10,000円とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 賞与 毎年7月及び12月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後1か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する

令和5年3月25日 別表第1（第3条関係）2項追加

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
常勤理事長	月額100万円（第11号俸）
常勤理事長	月額130万円（第14号俸） （但し医師資格を有するもの）

別表第2（第3条関係）

6月の賞与： 報酬の月額×1～1.5

12月の賞与： 報酬の月額×1～1.5

別表第3（第3条関係）

報酬の月額×在職年数×1

## 社会福祉法人真和会役員報酬基準

(常勤理事長)

号俸	支給基準額	(単位円)
1号俸	月額	100,000
2号俸	月額	150,000
3号俸	月額	200,000
4号俸	月額	300,000
5号俸	月額	400,000
6号俸	月額	500,000
7号俸	月額	600,000
8号俸	月額	700,000
9号俸	月額	800,000
10号俸	月額	900,000
11号俸	月額	1,000,000
12号俸	月額	1,100,000
13号俸	月額	1,200,000
14号俸	月額	1,300,000
15号俸	月額	1,400,000
16号俸	月額	1,500,000
17号俸	月額	1,600,000
18号俸	月額	1,700,000
19号俸	月額	1,800,000
20号俸	月額	1,900,000
21号俸	月額	2,000,000

### 支給基準

- |         |                   |          |
|---------|-------------------|----------|
| 1, 経験年数 | 0年～5年未満           | 1号俸～5号俸  |
|         | 5年以上～10年未満        | 6号俸～10号俸 |
|         | 10年以上～            | 11号俸以上～  |
| 2, 資格   | 医師資格を有する場合は11号俸以上 |          |